

令和 8 年度福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会

A-02 不正に対する処分

福岡市福祉局障がい者部

指定障がい福祉サービス事業所の不正に対する処分

※本資料では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日)(法律第123号)を「支援法」と記載しています。

I 支援法に基づく行政処分について

障がい福祉サービスの給付費は公費で賄われています。

このため、障がい福祉サービスの給付費における不正は、それが一つの事業者によるものであっても、障がい福祉制度の信用を大きく失墜させるものとなります。

これまでに起きた不正は、主に次のような内容です。

- ・利用者に対してサービスを提供していないにもかかわらず、提供したように虚偽の記録を作成し、報酬を不正に受け取っていた。(架空請求による不正受給)
- ・従業者の配置基準を満たしていないにもかかわらず、満たしているように虚偽の記録を作成し、報酬を不正に受け取っていた。(人員基準違反による不正受給)
- ・福祉・介護職員処遇改善加算に関して、当該加算の全額を従業者の賃金改善に充てるべきところ、実際にはその一部を賃金改善には充てていなかった。さらに、市に対して、支給実態とは異なる虚偽の実績報告を行っていた。(虚偽報告による不正受給)

悪質な事案は、指定の取消しや、指定の全部若しくは一部の効力を停止とする行政処分のほか、詐欺罪として刑事告訴を行うことがあります。

また、不正受給額については、支援法第8条第1項の規定に基づく返還に加えて、同条第2項の規定に基づき返還額の40%にあたる金額を市へ支払いを命じられることとなります。(当該金銭については、支援法第8条第3項及び地方自治法第231条の3第3項の規定により、「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」とされており、裁判等を経ずに強制手段を以て回収できることとされています。)

事業者の中には、国の基準省令等の内容を理解しないまま報酬を受領し、運営指導や監査の指摘を受けて、多額の返還を余儀なくされる事例が多く見られます。

各事業者におかれましては、給付費が公費で賄われていること、不正がもたらす結果の重大さを十分に認識のうえ、関係法令や事業者説明会資料等を確認するとともに、自己点検表による点検をしっかりと行い、適正な運営に努めてください。

なお、運営指導において、虚偽の報告等が疑われる場合は、支援法第48条に基づく監査に切り替えて対処しますが、監査の場での虚偽報告等は、支援法第50条第1項第6号及び第7号の規定により、不正の事実の軽重にかかわらず行政処分の対象となります。さらに、支援法第111条、第112条の規定により、罰金を課す場合もあります。

【根拠法令】

指定障害福祉サービス事業者については支援法第 50 条、特定相談支援事業者については支援法第 51 条の 29 第 2 項において、事業者指定の取消し、指定の全部若しくは一部の効力の停止について規定されています。支援法第 50 条では指定の取消し等の事由として、

- 指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、支援法第 43 条第 1 項の都道府県(指定都市)の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- 支援法第 43 条第 2 項の都道府県(指定都市)の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。
- 支援法第 48 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 支援法第 48 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により支援法第 29 条第 1 項の指定を受けたとき。

などが規定されています。

特定相談支援事業者については、支援法第 51 条の 29 第 2 項に同様の規定があります。

2 福岡市での処分事案

不正行為を行ったことを理由に、以下のとおり指定障がい福祉サービス事業者の指定取消処分等を行うとともに、事業者名、事業所名、事業所所在地、処分の内容などについて記者発表を行っています。

事案① 令和 4 年 7 月 31 日付 指定の取り消し

事業者名等	株式会社 善（ケアステーションとまと）
実施事業	障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護） 地域生活支援事業（移動支援）
不正事案の概要	令和 2 年 4 月～令和 3 年 8 月の間、利用者 1 名に対する居宅介護サービス提供に関し、実際には支援していないにもかかわらず、給付費を請求し受領した。
不正受領額	2,506,651 円
返還請求額	3,509,311 円 上記不正受領額の 40%の加算金額を含む。

事案② 令和 4 年 6 月 18 日から令和 5 年 6 月 17 日まで 指定効力の一部停止

事業者名等	株式会社 マインズ（あさひヘルパーステーション）
実施事業	障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護） 地域生活支援事業（移動支援）
不正事案の概要	令和 3 年 9 月の土日早朝における、利用者 3 名に対する居宅介護サービス提供に関し、サービス提供していないにもかかわらず、提供した旨の虚偽の記録を作成のうえ、給付費を請求し受領した。
不正受領額	117,331 円
返還請求額	164,263 円 上記不正受領額の 40%の加算金額を含む。